

丹南都市計画汚物処理場の変更（越前市決定）

丹南都市計画汚物処理場を次のように変更する。

〔 〕 内は変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	汚物処理場名			
〔 1 〕	〔第一清掃センター し尿処理場〕	〔越前市 北府一丁目〕	〔約 4,000 m ² 〕	〔80 k l /日〕
—	—	—	—	—

「区域は計画図表示のとおり」

「理 由 書」

し尿及び浄化槽汚泥を処理している汚物処理場（第一清掃センターし尿処理場）の老朽化に伴う汚泥処理の共同化事業により、家久浄化センター（下水道施設）にて共同処理を行うこととなった。

令和6年4月から共同処理を開始し、現汚物処理場（第一清掃センターし尿処理場）は建物の解体を行った。

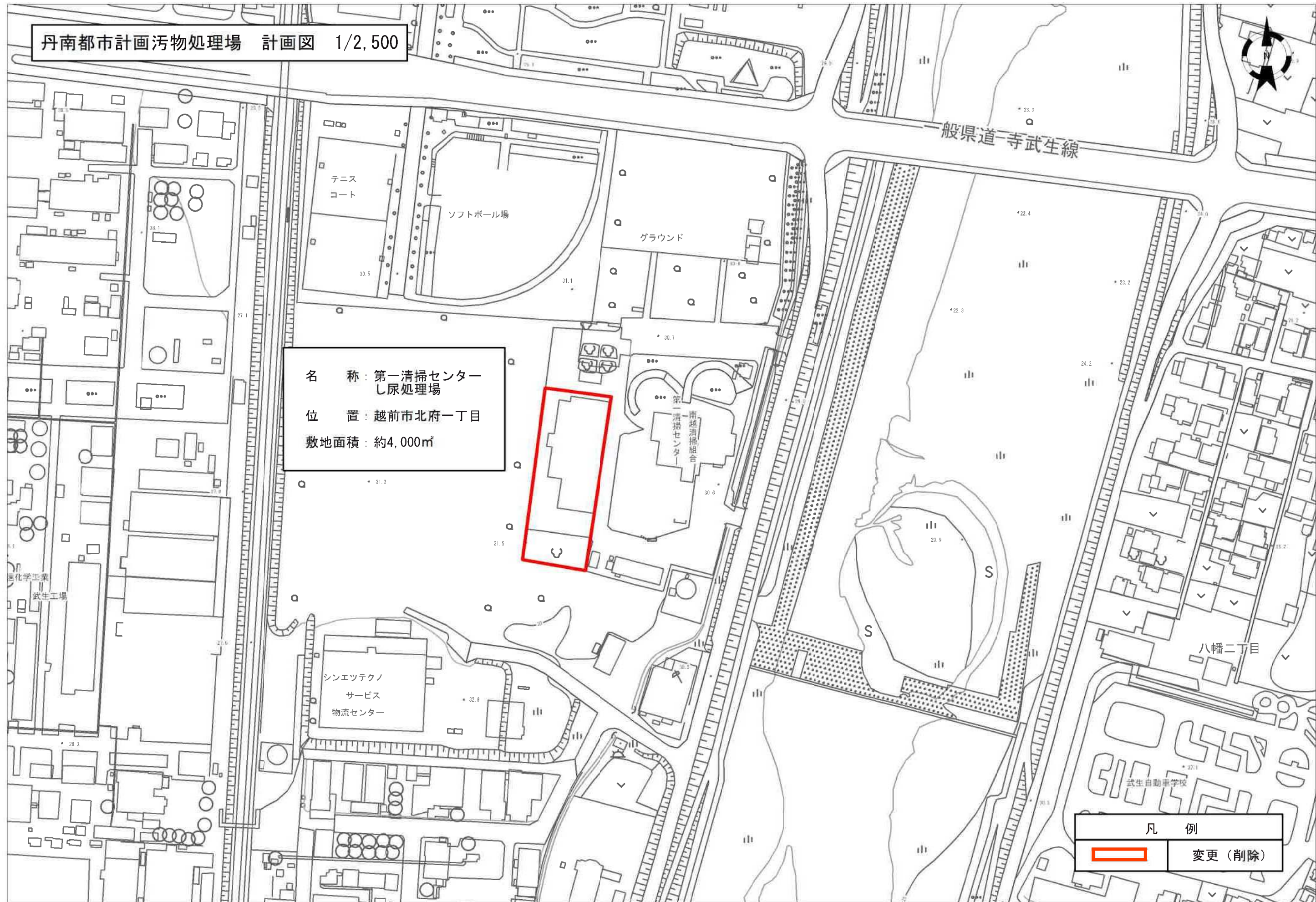
以上のことから、汚物処理場（第一清掃センターし尿処理場）を廃止するものである。

＜都市計画策定経緯の概要＞

丹南都市計画汚物処理場の廃止（越前市決定）

事 項	時 期	備 考
説明会	平成 31 年 1 月 16 日	地元区長説明（家久町）
	平成 31 年 1 月 24 日	地元住民説明会（柳原町）
	平成 31 年 3 月 14 日	地元住民説明会（湯の口町）
	平成 31 年 3 月 17 日	地元住民説明会（三ツ屋町）
	平成 31 年 3 月 21 日	地元住民説明会（石ノ塔町）
	平成 31 年 3 月 26 日	地元住民説明会（柳原町）
福井県知事事前協議	令和 7 年 5 月 2 日 都計第 153 号	令和 7 年 4 月 22 日 越都第 129 号
案の縦覧	令和 7 年 5 月 20 日から 令和 7 年 6 月 3 日まで	
越前市都市計画審議会	令和 7 年 7 月 10 日	
福井県知事協議	令和 年 月 日 都計第 - 号	令和 年 月 日 越都第 号
決定告示（永久縦覧）	令和 年 月 日	越前市告示第 号





都市計画変更経緯の概要

これまでの経緯

昭和63年度 都市計画決定	令和2年度 都市計画の変更	今回 都市計画の変更(廃止)	これから
5,500㎡ 汚物処理場 (第一清掃センター し尿処理場)	下水道の追加 (汚泥前処理施設) 1,500㎡ 追加 4,000㎡ 縮小 汚物処理場の区域変更 (第一清掃センターし尿処理場)	下水道 (汚泥前処理施設) 1,500㎡ 4,000㎡ 廃止 汚物処理場の廃止 (第一清掃センターし尿処理場)	下水道 (汚泥前処理施設) 1,500㎡
平成5年供用開始	汚物処理場(第一清掃センターし尿処理場)を残したまま 下水道(汚泥前処理施設)を建設	下水道(汚泥前処理施設)が 令和6年4月に供用開始 汚物処理場(第一清掃センターし尿処理場)は解体	下水道(汚泥前処理施設) のみとなる